

# 平成 21 年度担い手総合支援アクションプログラム

平成 21 年 3 月  
福島県担い手育成総合支援協議会

## 1 担い手育成の基本方向

### (1) 担い手の育成・確保に向けた基本的な考え方

効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域農業の発展を図るため、地域の状況に応じた集落営農を推進するとともに、地域の合意の下に明確化された担い手について育成・支援する。

個別担い手については、認定農業者へ誘導することを基本とし、農業経営の規模拡大や流通・販売への進出等、経営の発展段階に応じ、農業法人への誘導を推進する。

個別担い手の確保が困難な地域においては、農作業受託組織の育成を進めるとともに、組織の発展段階等に応じ、経理の一元化や法人化を推進する。

なお、これらの取り組みにあたっては、うつくしま農業・農村振興プラン 21 を基本に、ふくしま水田農業改革実践プログラムの推進と併せ、地域水田農業ビジョンにおける担い手の明確化の取り組みと有機的に連携して推進する。

### (2) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保方針

#### ア 認定農業者の育成に関する基本方針

地域水田農業ビジョン又は農用地利用規程等の集落ビジョンに位置付けられた担い手のうち、認定農業者になっていない農業者については、原則、認定農業者へ誘導する。

また、認定後は、農業経営改善計画の実現に向け、青色申告や簿記記帳を通じた経営管理能力の向上や、農地集積による規模拡大などの支援活動を推進する。

#### イ 農業経営の法人化の推進に関する基本方針

法人化を志向する経営体や組織については、経営の発展が図られるよう、地域担い手育成総合支援協議会（以下「地域協議会」という。）等と連携して法人化の支援を行う。

また、法人経営の安定と発展を図るため、法人従業員の資質向上のための研修や優秀な人材の確保に向けた就農希望者への就職促進情報の提供等を行う。

#### ウ 集落営農の組織化・法人化の推進に関する基本方針

水田を中心とした土地利用型農業の構造再編を加速的に進めるため、担い手の明確化や農地の利用集積、農業機械の共同利用等が集落全体の合意の下に推進されるよう集落営農を推進するとともに、集落における取り組みの推進母体となる農用地利用改善団体の設立を誘導する。

また、地域の担い手として農作業受託組織等の組織経営体を位置付けた場合には、その安定的な経営発展のため、経理の一元化や法人化を推進し「特定農業団体」や「特定農業法人」等の育成を図る。

(3) 担い手への農用地の利用集積に関する基本方針

農業者の意向把握に基づく利用調整を推進するとともに、農用地利用改善団体の調整機能と併せ、農地保有合理化法人の農地の中間保有・再配分機能を総合的に活用し、認定農業者等の意欲ある担い手へ農用地の利用集積を促進する。

2 アクションプログラムの実現のために必要な活動等に関する事項

(1) 支援体制の整備と地域協議会の活動強化

担い手情報の共有化や定期的な連絡会議の開催など、関係機関・団体が連携した活動を展開し、認定農業者の育成・確保や担い手への農地集積が確実に進むよう、地域協議会活動の充実化と活性化を図る。

(2) 関係機関・団体が連携した集落営農の推進

農林水産部集落営農推進チームによる支援活動、地域集落営農推進協議会及び地域協議会による現地推進、JA福島中央会のモデル集落における推進、県農業振興公社・JA・市町村による農地保有合理化事業等が連携するとともに、関連補助事業等を活用し、集落における合意形成を推進する

(3) 担い手リストに基づく認定農業者への計画的な誘導の推進

市町村段階における担い手リストの作成を推進するとともに、ダイレクトメールの送付や戸別訪問など、担い手リストをもとにした計画的な認定農業者への誘導を推進する。さらに、誘導の結果を担い手リストに反映させる等、進行管理についても徹底させる。

(4) 認定農業者及び集落営農組織へのフォローアップ活動

認定農業者の農業経営改善計画や集落営農組織の法人化計画の達成を支援するため、農業委員会における利用調整活動が促進されるよう指導を行うとともに、経営改善に向けた研修会の開催や専門家による経営相談会、法人化に向けたコンサルティング等を実施する。

3 平成21年度活動計画

(1) 活動目標

	現状	平成21年度末	
		年間確保目標	目標
認定農業者	6,585	390	6,975
農業生産法人	266	16	282
集落営農実践集落	450	99	549
農用地利用集積面積	55,470	5,262	60,732

認定農業者の現状値は平成21年2月末の速報値（農業担い手課調べ）

農業生産法人の現状値は平成21年1月1日現在の実績値（農地調整室調べ）

集落営農実践集落の現状値は平成21年3月末の推定値（農業担い手課調べ）

農用地利用集積面積の現状値は平成20年3月末の実績値（農業担い手課調べ）

(2) 本年度の重点活動

ア 担い手協議会の推進体制整備強化

適正な事務処理の実施を推進するとともに、構成機関ごとの役割分担を明確化し、連携体制の充実・強化を図る。

イ 水田経営所得安定対策の加入促進

平成21年産の米、麦、大豆の加入促進に向けて、福島県水田経営所得安定対策等推進連絡会議と連携し、地域水田農業ビジョンに位置付けられた担い手や加入を見送った対象者の加入誘導や集落営農組織の設立に向けた支援を通じて、認定農業者や集落営農組織の加入を促進する。

ウ 農業経営改善計画の達成支援

地域協議会における「認定農業者経営改善管理システム」の利用を支援するとともに、農業経営改善計画の認定後3年目と5年目のフォローアップが確実に実施され、認定農業者の経営改善が達成できるよう推進する。

エ 認定農業者の青色申告実施の促進

認定農業者の経営管理能力の向上を図るため、青色申告の実施を促進するための活動を行うとともに、地域協議会において、認定農業者のうちの青色申告実施者数を把握するよう推進する。

オ 地域協議会の活動強化

担い手情報の共有化や定期的な連絡会議の開催など、関係機関・団体が連携した活動を展開し、協議会活動の充実化と活性化を図られるよう推進・啓発活動を行う。

カ 集落営農組織の高度化等支援

農用地利用改善団体の活動の活性化を支援するとともに、集落営農組織の経営の発展段階に応じ、農地の利用集積や経営管理能力の向上に係る支援を行う。

キ 法人設立及び経営相談・指導活動支援の強化

地域協議会と連携の下、法人支援センターによる法人設立、農業経営改善、マーケティング・販売促進に関するコンサルティングを積極的に活用し担い手の経営改善と安定を図るとともに、研修会の開催、経営情報の発信等を積極的に行う。

ク 農地情報共有化支援

地域協議会が行う農地情報の共有化等の取り組みが円滑に実施されるよう情報の提供等を行う。